

北労発安 0422 第 1 号
令和 2 年 4 月 22 日

各事業主団体・業界団体 各位

北海道労働局長



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う雇用調整助成金等に係る
周知啓発等への御協力について（依頼）

職業安定労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた
事業主様に対する雇用維持のための支援として、令和 2 年 2 月 14 日に中国
観光客向け観光関連産業等の事業主について雇用調整助成金支給要件の緩和
等の特例措置を行い、続く 2 月 28 日には業種に関わらず新型コロナウイルス
感染症の影響を受ける事業主に対象範囲を拡げ、3 月 10 日の追加措置では
対象となる労働者の拡充等の措置を行い、併せて北海道特例を言われる雇用保
険被保険者でない労働者を対象とする新たな助成金制度を創設してきました。

更に、4 月 1 日付で特例措置の拡大が公表され全国的に助成率の拡充や雇用
保険被保険者でない労働者への助成制度を活用できるとしたところです。

北海道労働局においても、雇用調整助成金の特例措置及び緊急雇用安定助成
金について、事業主様に情報が行き届くよう周知啓発等を行っておりますが、
貴団体におかれましても、別添リーフレットを活用いただき、傘下の事業主に
対して雇用調整助成金に係る特例措置等の周知啓発等に御協力をいただきますよう、
よろしくお願い申し上げます。

※ 雇用調整助成金等の取扱いにつきまして、情報の更新が行われる場合が
ありますので、最新の情報等は北海道労働局又は厚生労働省のホーム
ページを御確認ください。

【担当部署：職業対策課雇用開発係 6F 川村・鈴木】
(TEL 011-788-9071)